

法教育推進協議会開催要領

平成17年5月18日

平成19年5月18日改正

1 目的

法教育推進協議会（以下、「協議会」という。）は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、以下の事項に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行い、我が国における法教育を推進することを目的とする。

- ア 学校教育における法教育の実践等
- イ 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等
- ウ 裁判員制度を題材とした法教育の実践等
- エ その他法教育の研究・実践・普及方法等

2 協議会及び部会

協議会のもとに、私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会を置く。

私法分野教育検討部会は、協議会における検討を踏まえ、私法分野における法教育の在り方に関する検討等を行う。

小学校教材作成部会は、協議会における検討を踏まえ、小学生を対象とした法教育教材の作成等を行う。

3 開催

協議会は、法務省大臣官房司法法制部長の求めにより、3か月に1回程度開催する。

私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会（以下、「両部会」という。）は随時開催する。

協議会の委員は、両部会に参加することができる。両部会の構成員は、協議会に列席することができるほか、相互の部会に参加することができる。

4 事務

協議会及び両部会の事務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課が担当する。

5 任期

協議会の委員及び両部会の構成員の任期は、2年とする。